

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 筑後川下流総合管理所外マット賃貸借（単価契約）（オープンカウンター方式）
- 2 履 行 場 所 福岡県久留米市安武町武島1063-2 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所外2か所
- 3 契 約 期 間 契約締結の翌日から令和9年9月30日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 特になし。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 別添1の見積書様式を参考に作成してください。見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りです。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略できます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
 - 3) 見 積 書 提出期限 **令和8年9月24日 11時** まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課 中尾
FAX 0942-26-1525
経理課 電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質 問 書 提出期限 **令和8年9月11日 11時** まで
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、**令和8年9月25日 11時** までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、設置するマットの用途・規格ごとの単価で契約を締結するため、見積者は用途・規格ごとの単価に予定数量を乗じた金額（いずれも税抜）を見積書に記載してください。
 - 2) 請負代金の支払いについては、月ごとに履行確認のうえ、支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

筑後川下流総合管理所外マット賃貸借（単価契約）

仕様書

令和 8 年9月

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所

1. 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「筑後川下流総合管理所外マット賃貸借（単価契約）」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務概要

本業務は、筑後川下流総合管理所外2ヶ所の庁舎玄関等に設置するマットの賃貸借を行うものである。

3. 設置場所

- ①福岡県久留米市安武町武島1063-2 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所
- ②福岡県久留米市高野1-1-1 独立行政法人水資源機構 福岡導水管理所
- ③福岡県久留米市安武町武島23-1 独立行政法人水資源機構 筑後川下流用水管理所

4. 期 間

契約期間：契約締結の翌日から令和9年9月30日まで

履行期間：令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

5. 仕様等

番号	用途	規格（cm）	枚数	主な設置箇所
①	屋外用マット	75×90	2	現場作業後に使用する通用口
②	屋外用マット	90×150	6	玄関
③	屋内用マット	65×80	18	通常使用する通用口、トイレ
④	屋内用マット	90×150	6	通常使用する通用口、トイレ
⑤	機能性マット	75×90	4	ポンプ室
⑥	機能性マット	90×150	4	玄関
計			40	

※ なお、詳細は別紙数量表のとおり。

※ 機能性マットは吸水性・吸塵性に優れ、吸油機能も兼ねるものを設置すること。

6. 交換時期

おおむね4週間に1回交換するものとし、業務期間中の全交換回数は13回と見込んでいるが、回数を確約するものではない。

7. 契約方法

本業務は、上記5. に掲げる各規格毎の1回あたりの単価（輸送費、保険料及び仕様書等に規定するもの等業務に要する一切の諸経費を含む）で契約する。

8. 請求方法

受注者は、毎月の業務終了後、翌月10日までに機構に請求するものとする。なお、請求様式は任意様式とする。

9. 疑 義

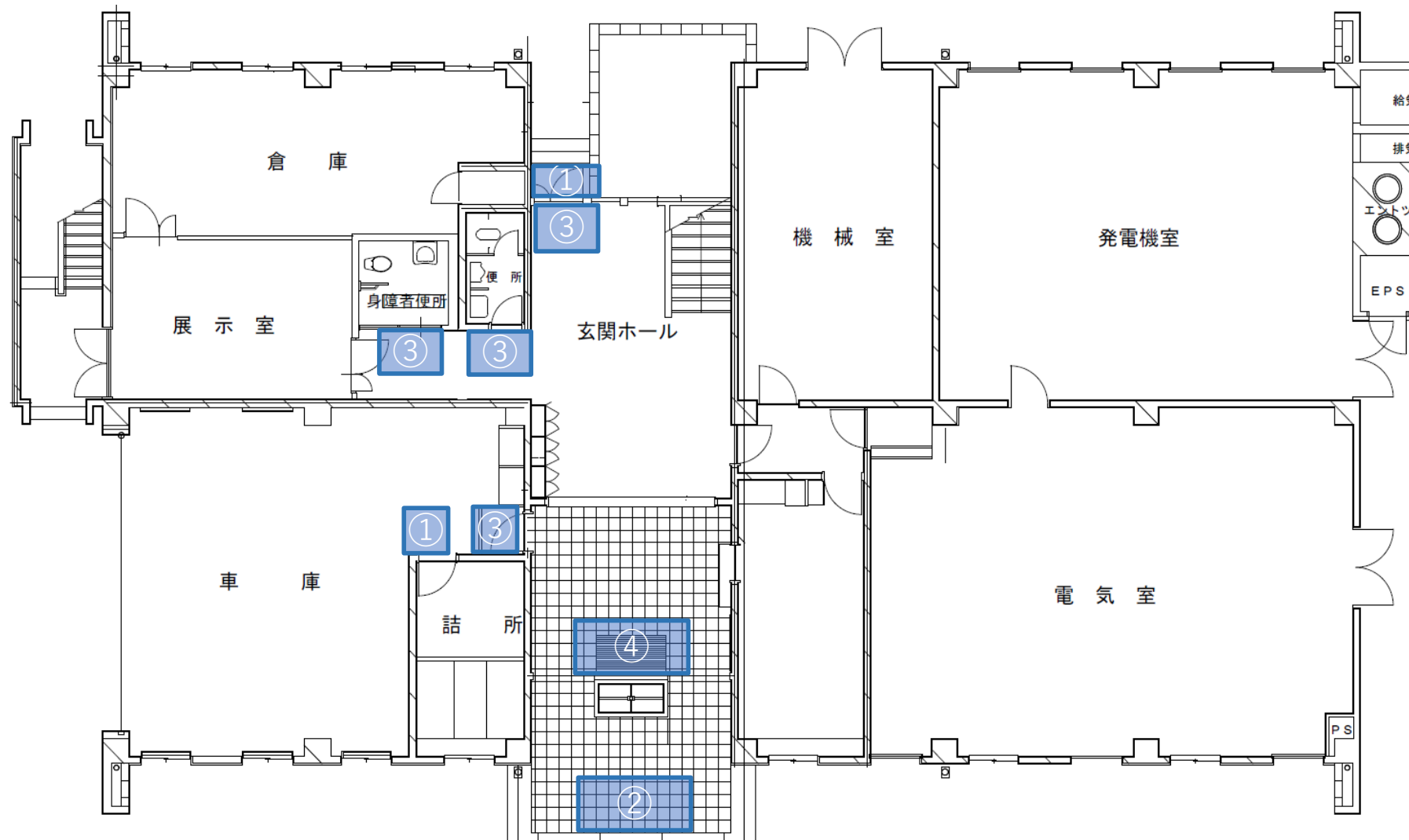
受注者は、本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、担当職員と協議のうえ定めるものとする。

数量表

場所	フロア	①屋外用マット 75×90	②屋外用マット 90×150	③屋内用マット 65×80	④屋内用マット 90×150	⑤機能性マット 75×90	⑥機能性マット 90×150	計
筑後川下流総合管理所	1 F	2	1	4	1			8
	2 F			2	1			3
	3 F			2	1			3
	4 F			1				1
	小計	2	1	9	3	0	0	15
福岡導水管理所	1 F		3	2	3	1		9
	B1					3		3
	小計	0	3	2	3	4	0	12
筑後川下流用水管理所	1 F		1	2			2	5
	2 F		1	3			2	6
	3 F			2				2
	小計	0	2	7	0	0	4	13
計		2	6	18	6	4	4	40

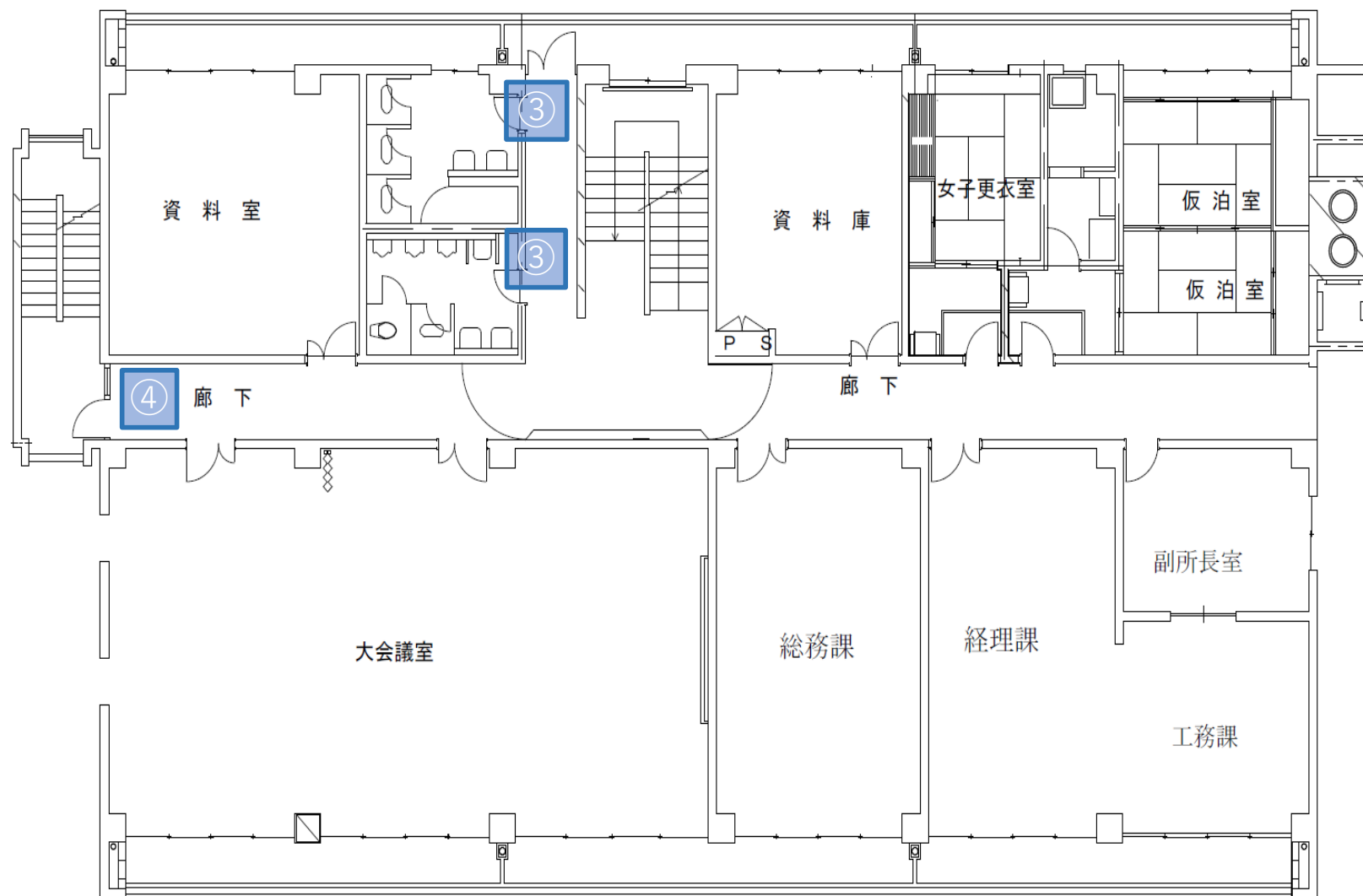
1. 筑後川下流総合管理所

1 階



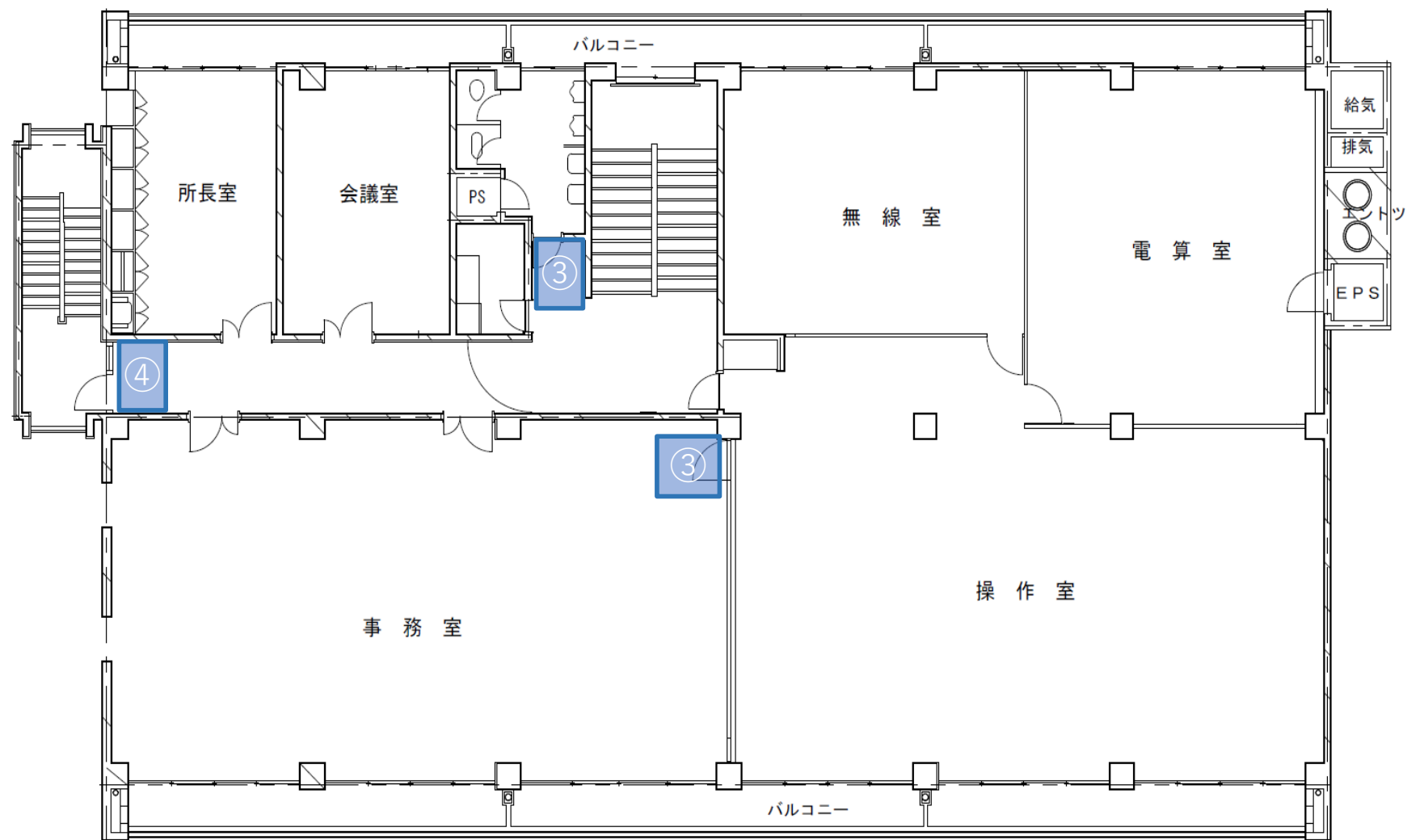
1. 筑後川下流総合管理所

2階



1. 筑後川下流総合管理所

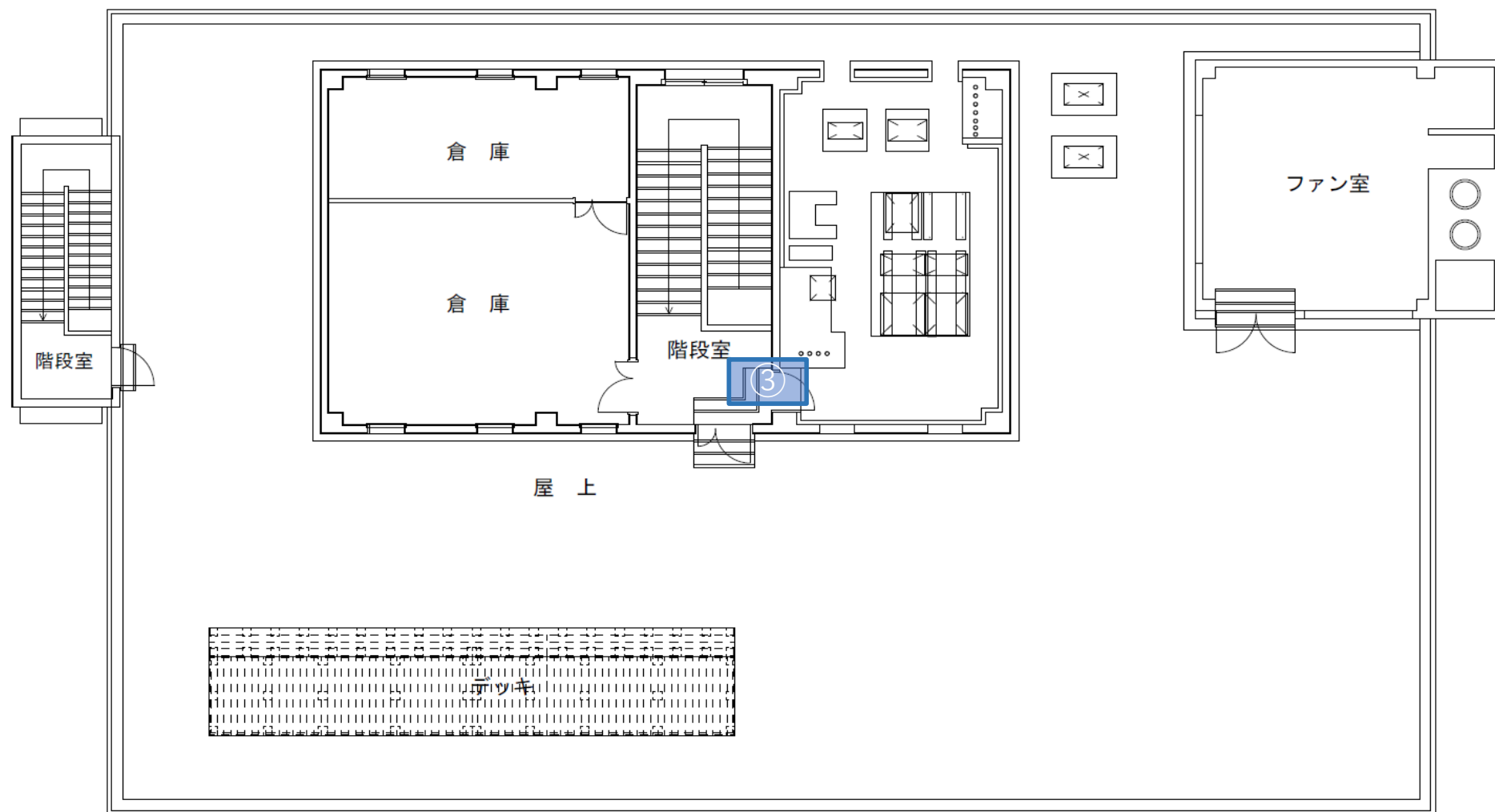
3階



参考図Ⅲ

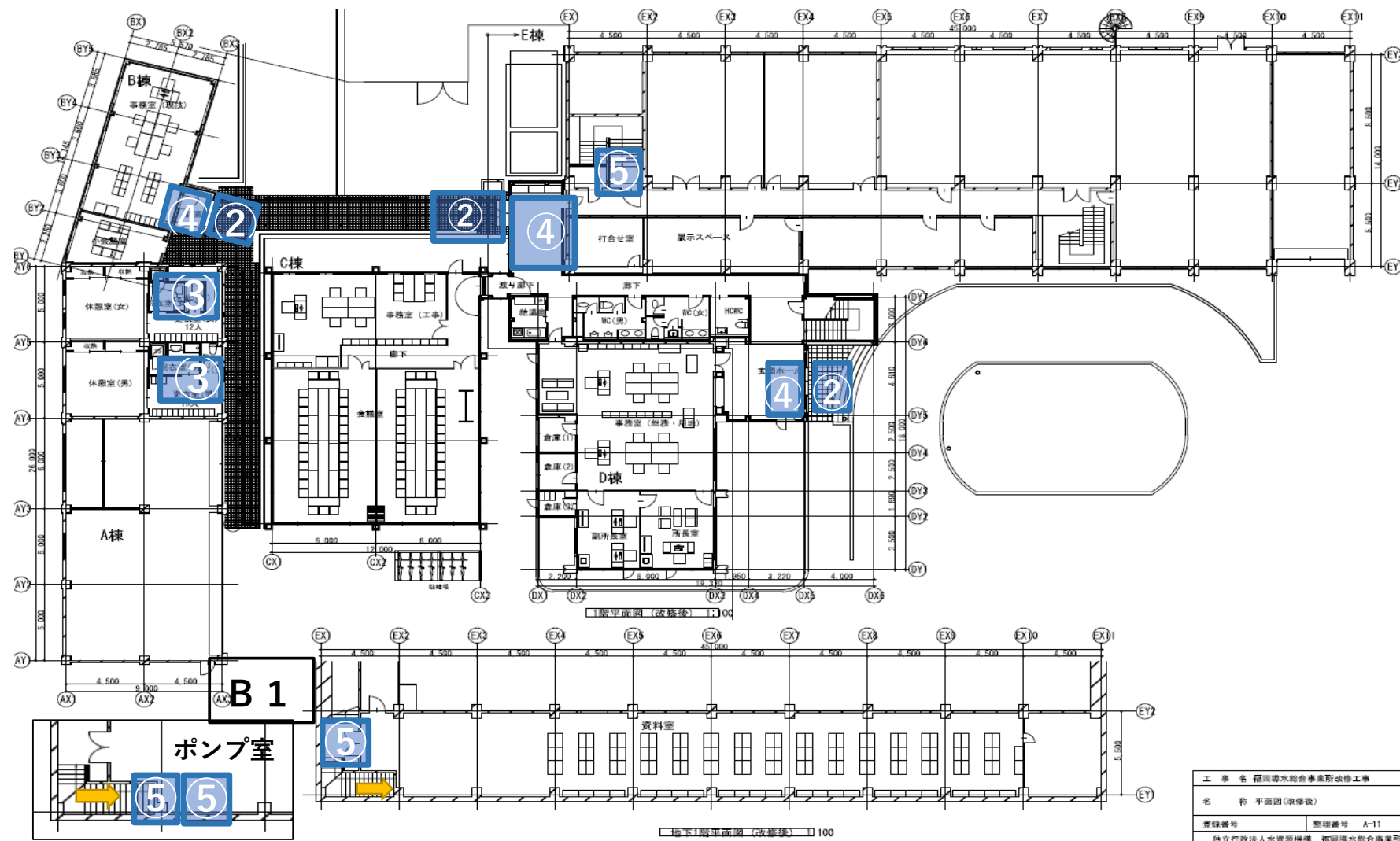
1. 筑後川下流総合管理所

4階



2. 福岡導水管理所

1階

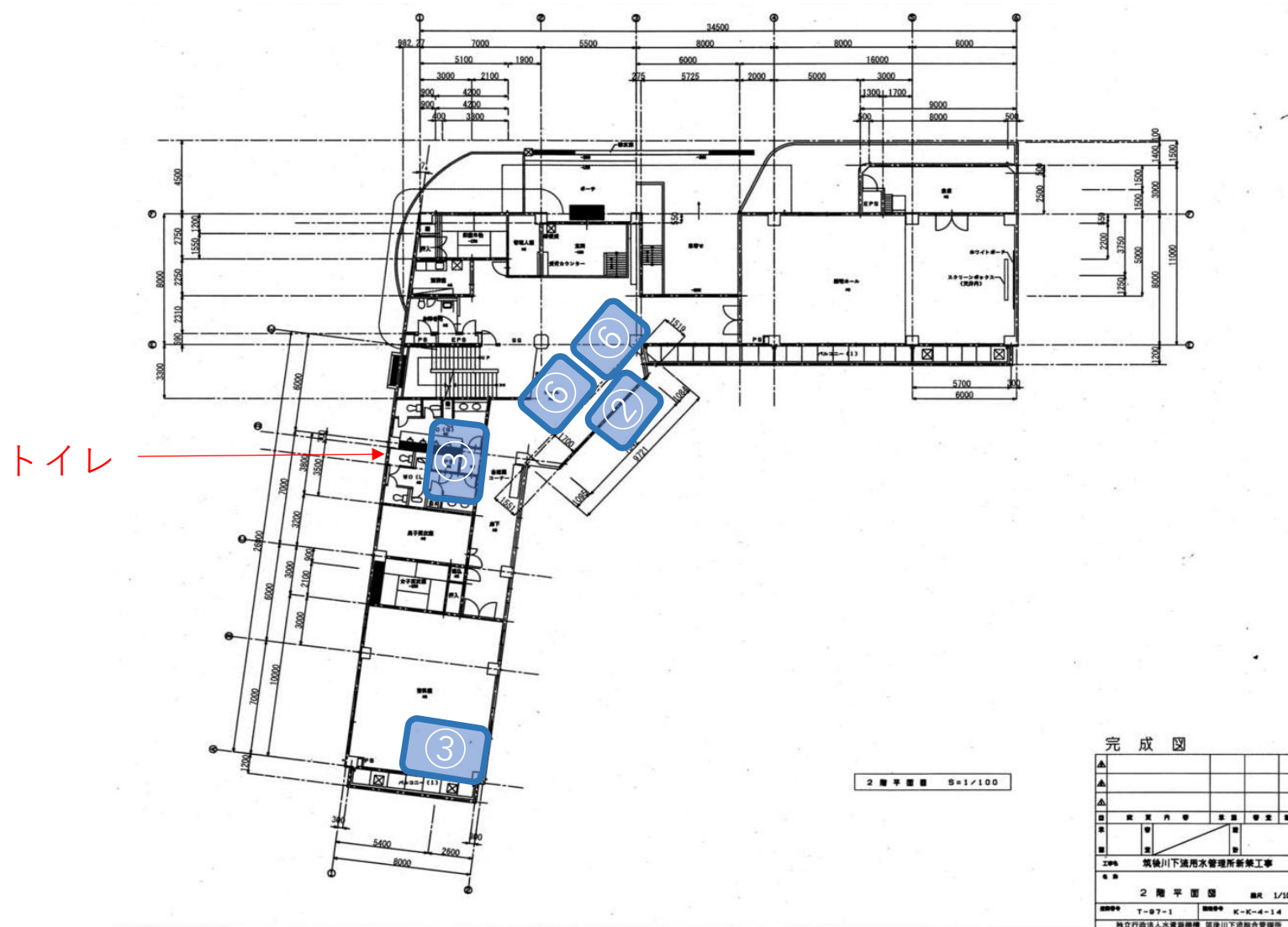


工 事 名 福岡導水総合事業所改修工事	
名 称 平面図 (改修後)	
登録番号	整理番号 A-11
独立行政法人水資源機構 福岡導水総合事業所	

参考図 V

3. 筑後川下流用水管理所

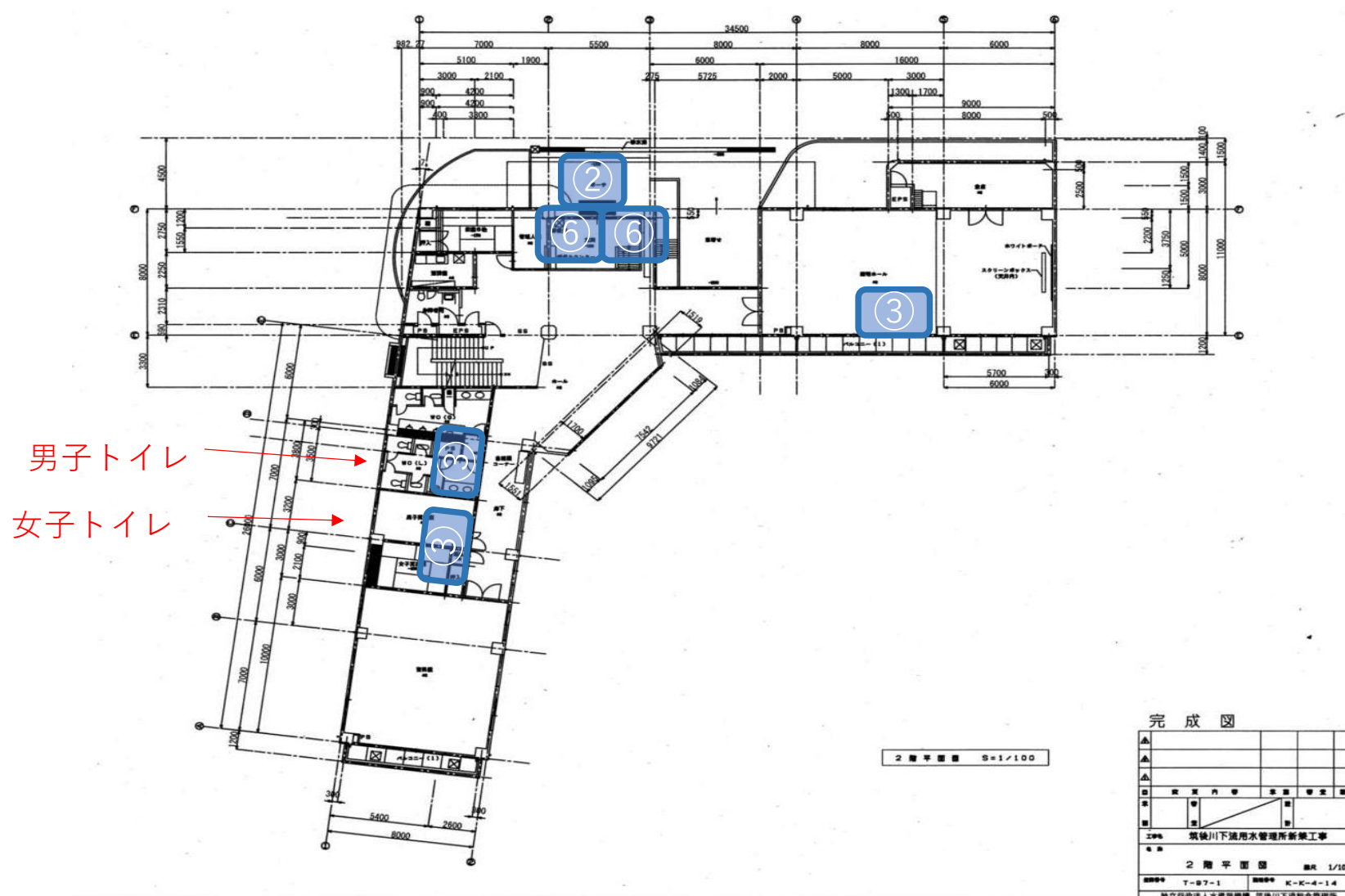
1階



参考図VI

3. 筑後川下流用水管理所

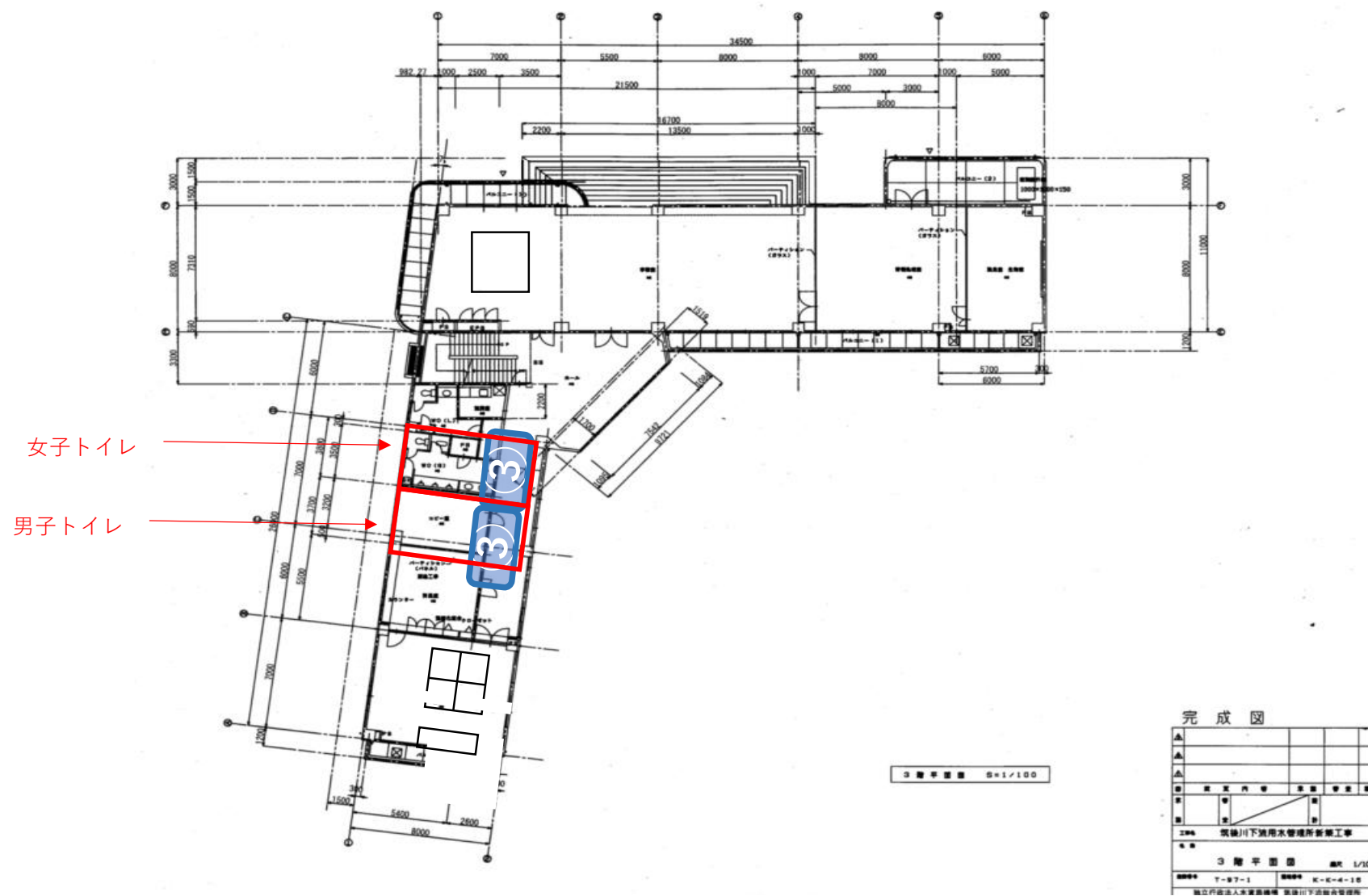
2階



参考図VII

3. 筑後川下流用水管理所

3階



参考図VIII

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年9月8日に交付された筑後川下流総合管理所外マツ賃貸借（単価契約）の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。